

令和7年度 広島高速1号線及び4号線 特定土工構造物（法面）点検業務 【 条件明示書 】

（適用）

第1条 本条件明示書は、令和7年度 広島高速1号線及び4号線 特定土工構造物（法面）点検業務に適用する。

（設計変更）

第2条 本業務内容は、特記仕様書及び参考図書のとおり見込んでいるが、下記により作業項目・内容・数量に変更が必要となる場合は、設計変更の対象とする。

- ・ 新規点検対象箇所抽出にて、新たに点検等を必要とする法面・渓流が確認され、調査職員との協議により追加の点検作業が必要となった場合
- ・ 盛土（盛土高10m以上）法面点検にて、「湧水」「湿地化」「滞水」「洗堀」「浸食」など水の影響に関する点検記録や所見を確認され、調査職員との協議により「令和6年能登半島地震を踏まえた盛土法面の点検要領」に基づく現場調査が必要となった場合
- ・ 関係機関等との協議により、点検作業時に通行規制実施が必要となった場合

（安全費）

第3条 本業務の安全費は、次のとおり見込んでいる。

- ・ 設計業務の安全費は、技師（C）外業総日数分の交通誘導員（A）人数を計上している。
- ・ 測量業務の安全費は、地域区分を「その他」として安全費率を用いて計上している。

（有料道路利用料）

第4条 本業務受注者には、ETC業務用プレート又は作業用通行証を発行する予定であることから、有料道路利用料は計上しない。

以上